

# 自治基本条例と総合計画の意義

## ～高森町の「かたち」を考える～

2013年8月20日 @高森町

首都大学東京 大学院教授 大杉 覚

stohsugi@gmail.com <http://satoru4789.wordpress.com/>

# なぜ自治基本条例、総合計画なのか

- 高森町の「かたち」を明確に示し、町民の間で再認識したり新たに形成したりしたうえで共有し、将来の町民にも提示できるようにする。
- 高森町の「かたち」constitutionとは、高森町という地域社会のルール(条例、規則や地域の慣行など)、歴史、文化、自然などの総体をさす。
- 自治基本条例、総合計画は、高森町の“法体系”のうち、“憲法典”(の主要部分)を構成する最重要なもの。

# 高森町の到達点：まちパワ委報告書

- すでに高森町まちづくりパワーアップ委員会「報告書」(H25.3)がまとめられ、高森町の「かたち」の提示に向けた基盤は整備済み。
- 町民と共有すること、重要なポイントの理解を深めること、を再確認すべき。

# ～構造図～

今までのワークショップの中から、こんな姿が見えてきたよ！



前提条件

ルール化する目的

## 共通する3つのキーワード



## 自治、及び地域経営の担い手ごと

町民    コミュニティ団体    事業者    町の役割・責任    議会

まちづくりをしていくうえで、それに関わる人たち  
その人たちには、それぞれできること、  
そして担わなければならない責任を持つことがあります。

・町長  
・執行機関（役場）

## 各種制度を担保する内容



(注) 高森町まちづくりパワーアップ委員会「報告書」より。

# きわめて重要な3つの基本理念・原則

- ①情報の共有、はすべての前提。
- ②地域経営への参加(=参加・協働)、は自治体の「かたち」constitutionだからこそその必須の手続き要素。
- ③自ら学ぶ、人を育てる(=人材育成)、は「人」あってこそその自治ということ。真に強調されるべき点。

# 担い手の権利か責任か

- 地域経営の担い手の役割分担、責務、責任、に自治体の「かたち」constitutionでどこまでどのように踏み込むかは重要な課題。
- 自治体・地域経営は、縦糸＝「信託と統制」の論理と横糸＝「新しい公共」の論理で編み上げられるもの。前者は憲法の基軸。後者は、自治体の「かたち」constitutionだからこそ考えられるべき点。

# 自立した自治体だからこそ自律的な 広域連携を視野に入れる

- 平成の合併の有無にかかわらず、広域連携が推進されている。自立した自治体だからこそ、自律的な広域連携のあり方に関して明確な理念が示されるべき。
- 効率重視の広域的な集約化のみならず、民間(住民、コミュニティ、NPO、事業者など)を巻き込む“創発”を重視する。
- 現に南信州定住自立圏にある。自治体間の「協定」は国家間の「条約」に相当。高森町の「かたち」で「条約」たる「協定」等をどのように位置づけるかが問われる。

# 南信州定住自立圏

構成市町村	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村				
中心市宣言日	平成21年3月24日	協定締結日	平成21年7月14日	ビジョン策定日	平成21年12月24日

## 生活機能の強化

### <救急医療体制の確保>

圏域の救急医療体制を確保するため、休日夜間当番制について支援を行う。



### <産科医療体制の確保>

圏域の産科医療体制を確保するため、市、町及び村、圏域の医療関係者等で構成する産科問題懇談会を中心に、セミオープンシステム及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組を行う。



若者達が定着し、多彩な「人財」が将来にわたり往来する活気にあふれ美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」

### <地場産業センターの運営等>

圏域の産業の中核的な支援機関である財団法人飯伊地域地場産業振興センターの施設及び人員を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。

人材育成を推進する「人財」の拠点 飯伊地域地場産業振興センター



### <地域公共交通ネットワークの構築>

南信州地域公共交通総合連携計画に基づき、圏域における公共交通の課題について継続的に調査し、及び検証するとともに、JR飯田線の活用を踏まえたバス路線等の効果的かつ効率的な運行について総合的な調整を行い、圏域内の公共交通ネットワークの構築に取り組む。



## 結びつきやネットワークの強化

### <地域情報共有システムの構築>

行政、各種団体等が情報を受発信し、圏域住民が各種地域情報を容易に入手できる地域コミュニティサイト及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム(データ放送システム)を構築し、及び運営する。



### <人材育成等>

職員の資質向上及び圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修、圏域外の専門家の招へい等を行う。



## 圏域マネジメント能力の強化



# 総合計画の意義の変化

- 「新しい公共」の論理が自治体・地域経営を支えることから、総合計画は単なる「行政計画」ではなく、「公共計画」としての性格へ。
- 地方分権改革による義務付けの廃止による基本構想の位置づけの変化を踏まえて総合計画全体が構想されるべき。
- 真の「総合」計画を考える。

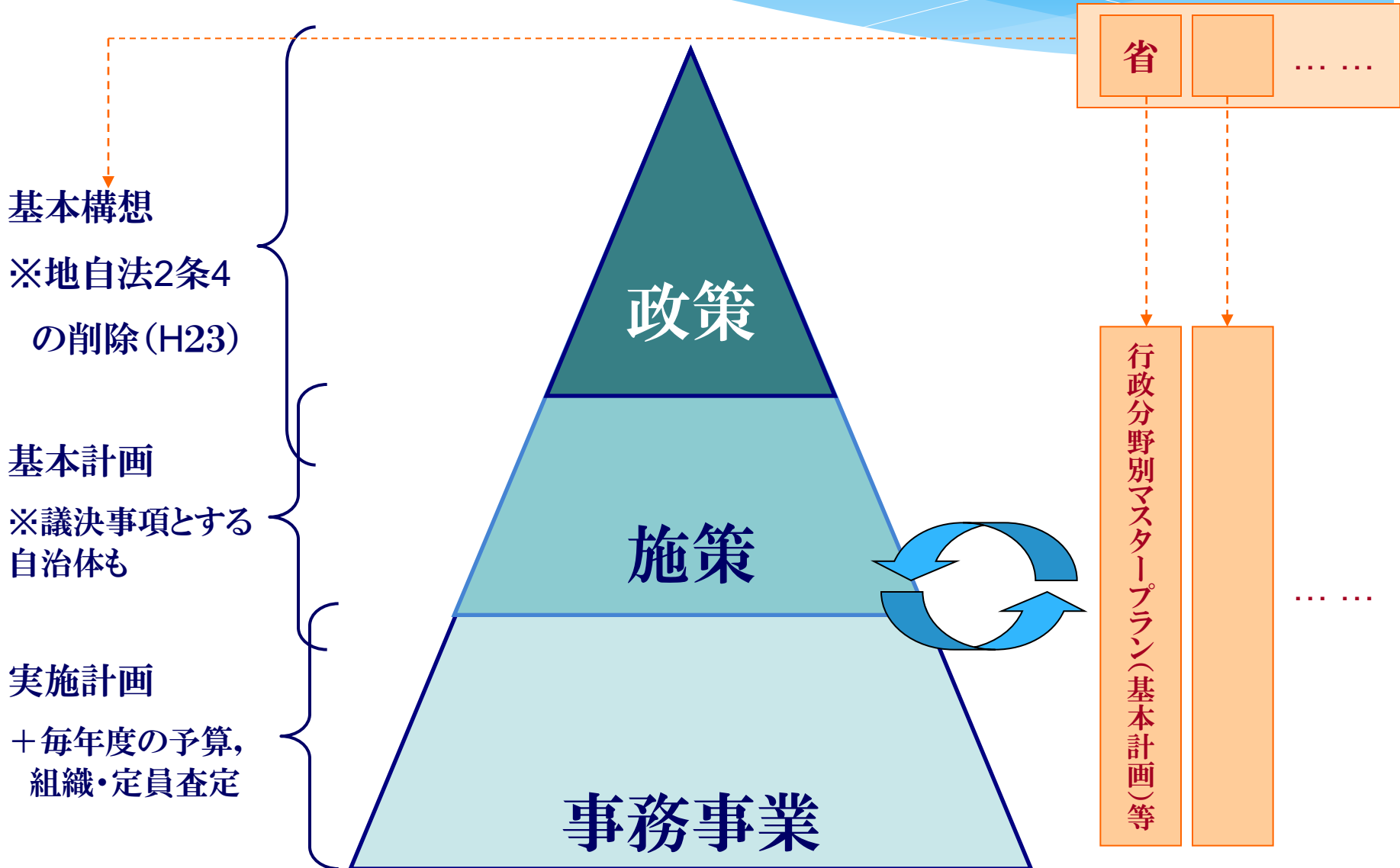
○地方自治法改正(H23)により義務づけの見直しの一環として、市町村基本構想の条項(第2条第4項)の削除。

第2条 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

○これまでの義務づけの内容としては、①策定要件、②手続要件、③内容要件、④実効要件、に分けて考えられる。

○多様な基本構想、総合計画のあり方が各自治体ですでに検討されているが、高森町では？

# 政策体系・計画体系・評価体系のリンク



## 第4次三鷹市基本計画

～ 第4次三鷹市基本計画の策定にあたって～

### 計画策定の基本的な考え方

#### 1 基本構想と第4次基本計画について

基本計画は、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標等を実現することを目的としたもので、計画的な市政運営の指針となるものです。

平成27年を「概ねの目標年次」としている現行の三鷹市基本構想（平成13年9月市議会議決）については、その基本理念、基本目標及び高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31施策に掲げる取り組みの方向性等について引き続き有効であると考え、今回、新たな基本構想の策定は行いません。その目標年次までは、新たに策定する第4次基本計画の目標、体系等については現行基本構想を踏まえたものとなります。

#### 2 計画期間

計画期間は、平成23年度から平成34（2022）年度とします。

※計画策定の調整期間である平成23年度も含むものとします。

#### 3 第4次基本計画と個別計画について

各施策の個別計画についても法令等の定めがあるものを除き基本計画と目標年次を合わせているため、第4次基本計画と20を超える個別計画の改定や策定を同時並行的に進めます。

このことは、基本計画と個別計画の関連と役割分担を一層明確にする好機であり、第4次基本計画の策定とともに改定や策定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を図るものとします。そのうえで、基本計画では、施策の課題と取り組みの方向、事業の体系と重点課題等を明らかにし、一方、個別計画では、基本計画の体系に基づく各事業の目標、スケジュール及び詳細な取り組み内容等を掲載することによって、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとなります。

#### ■ 第4次基本計画と同時に策定や改定を行う個別計画一覧

部	計画名称
企画部	行財政改革アクションプラン2022
男女平等推進のための三鷹市行動計画2022	
地域情報化プラン2022	
地域防災計画	
事業継続計画（震災編）	
環境基本計画2022	
地球温暖化対策実行計画（第3期計画）	
ごみ処理総合計画2015（改定）	
産業振興計画2022	
農業振興計画2022	
健康福祉総合計画2022	
障がい福祉計画（第3期）	
高齢者計画・第五期介護保険事業計画	

部	計画名称
都市整備部	土地利用総合計画2022
緑と水の基本計画2022	
パリアフリーのまちづくり基本構想2022	
交通総合協働計画2022	
公共施設維持・保全計画2022	
三鷹風景・景観づくり計画2022（仮称）	
教育ビジョン2022	
教育支援プラン2022	
生涯学習プラン2022	
みたか子ども読書プラン2022	

# コミュニティを核に公共を根づかせ、 地域づくりをすすめる

キー・ワードは「創発」

創発とは...

「単純な総和以上の性質が現れること」

～「三人寄れば文殊の知恵」

「私」「私」・・・＝「公」(≠「世間」)

⇒自治基本条例・総合計画を梃子に、ワークする(役に立つ)  
自治・公共を根づかせる